

Title	EU国際裁判管轄規則 ー外なる視点からの検討
Author(s)	岡野, 祐子
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/85323
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (岡 野 祐 子)	
論文題名	EU国際裁判管轄規則——外なる視点からの検討
<p>論文内容の要旨</p> <p>EUにおける裁判管轄および判決の承認・執行に関する規則は、民事・商事事案についての1968年のBrussels I条約に端を発し、その後、Brussels I規則、その改正規則のBrussels I Recast（以下Recast）へと発展してきた。Brussels I規範と称されるこれらの規則は、この種の手続的統一規則としては最も成功を収めたものと評価されている。EUではその後、家事事案を対象とする規則も次々と制定され、EU域内における手続的調和が図られている。</p> <p>他方でこれら一連のEU規則については、EU域内へのみ視点を定める内向きの姿勢が指摘されてきた。例えばBrussels I規範は基本的にEU域内に住所を有する当事者に適用されるが、EU域内の住人が非加盟国での管轄合意をしている場合にも、その管轄合意の存在を全く顧慮することなくこれらの規則が機械的に適用されてきた。当初の規則の成り立ちからすれば、その適用範囲につきEU域内へのみ視点を定めるのは致し方ない点もある一方で、非加盟国の立場からすると、不合理な状況を生じてきたことも否定できない。EU規則はその後、改正あるいは新しい規則において、一定の場合にEU非加盟国裁判所やEU非加盟国の市民を考慮し適用する規定を制定してきている。しかしながら、その適用に際して問題がないか、EU非加盟国の立場からの検討が必要となる。</p> <p>申請者は、前著『ブラッセル条約とイングランド裁判所』（大阪大学出版会 2002年）において、イングランドのコモン・ロー上の管轄ルールがフォーラム・ノン・コンビニエンス法理導入により変容・収斂していく様相と、それとほぼ同時期になされた連合王国のBrussels I条約批准による1982年法制定の経緯を考察した。そして、裁判所の裁量により柔軟に管轄を判断するコモン・ローと、大陸法系の厳格で綿密な管轄規則を定めるBrussels I条約という2つの対照的な管轄規範の併存の中、イングランド裁判所がその調和を模索しつつ判例を積み重ねていく様子とそこで繰り広げられる議論の動向を追った。本書はBrussels I条約以後のEU規則を対象とするが、その考察の土台には、前著で追ったイングランドでの議論がある。イングランド裁判所は、一方ではBrussels I条約下の手続との調和達成を図りつつ、他方で、同条約の下でもなお正義実現のための裁量の必要性を主張し問題提起をしてきた。その問題提起は、例えば同条約の締約国と非締約国との間での管轄争いの事案については、これを2つの裁判管轄規範の境界線画定の問題ととらえ、当該事案には裁量を用いるコモン・ローの管轄ルールが適用されるとする判決として示された。イングランドでのEU規則に対する批判的議論は、裁判所の裁量により柔軟に管轄を決定しようとするコモン・ローの姿勢を要因とするところはあるが、内向きといわれるEU規則に対し、外からの批判的視点を提示してきた点は評価しうる。本書は、EU規則のうち特に裁判管轄規則について、イングランドでの議論に視座を得つつ、EU非加盟国が関わる場合におけるEU規則の適用範囲画定の問題に焦点を当てながら、わが国を含むEU非加盟国の視点から考察したものである。</p> <p>本書は3部構成となっている。第1部は、民事・商事事案を対象とするBrussels I規範についての考察である。第1章では、Brussels I規則改正の経緯を追い、改正提案での議論が、EU非加盟国との関係も含め Recastにどのように反映されたかを分析する。第2章は、Recastでの主な改正点のひとつである管轄合意規定に焦点を当てる。管轄合意における当事者の居住地要件が廃止され、EU加盟国裁判所を選択する管轄合意には、両当事者がEU非加盟国の市民であってもRecastの管轄合意規定が適用されることを確認し、2005年ハーグ管轄合意条約と対比しつつ考察する。第3章は、イングランド裁判所からの問題提起として今なお議論を呼ぶ、欧州司法裁判所の2005年0wusu判決が残した問題を取り上げ、EU非加盟国が関わる場合におけるEU規則の適用範囲確定のあり方につき考察する。</p> <p>第2部は、家事事案についてのEU規則を対象とする。第4章は、Brussels II bis規則を取り上げ、特に離婚の国際裁判管轄について考察する。Brussels II bis規則はEU非加盟国の市民にも適用され、その場合には同規則と加盟国の国内法とがケースに応じて適用されるという二重構造を持つが、その適用場面に生じる問題点を検討する。第5章は、夫婦間の財産問題に関するEU規則に焦点を当てる。特に「扶養規則」は、その地理的適用範囲にEU非加盟国を含み、わが国の当事者にも適用されることを確認し、問題点を分析する。</p>	

第3部は、申請者が考察の視座を得たイングランドでの議論およびイングランドと法的・歴史的に繋がり深い
コモンウェルス国での議論を取り上げる。第6章では、Brussels II bis規則について、イングランドでの国内法と
の比較の議論を考察し、同規則がBrussels I規範と同様に先係属優先主義を取り、夫婦間の話し合いの機会を奪っ
ていることへの批判があることを確認する。そしてその批判の背景には、イギリス法を継受しているコモンウェル
ス諸国の市民もEU非加盟国の市民でありながらBrussels II bis規則の当事者となる場合があり、イングランド裁
判所がEU加盟国裁判所として厳格な同規則の適用を余儀なくされることへのジレンマがあったことを分析する。第
7章、第8章では、コモンウェルス国の状況の考察として、注目すべき最高裁判決が相次いで出されたオーストラ
リアでの判例の動向を取り上げる。第7章では、オーストラリア最高裁判所の民事・商事事案と家事事案における国
際裁判管轄および外国訴訟差止の一連の判決を分析する。そして同国では民事・商事事案においても、家事事案に
おいても、イングランド裁判所のコモン・ローの判例を先例とし、自らの変容を加えながらも、裁判所の裁量によ
る柔軟な対応によって、より適切な法廷地へ事案を誘導する判決が下されてきたことを確認する。第8章では、オ
ーストラリアとイギリス法との法的繋がりを考察する別視点として、イングランドの先例がコモンウェルス国で重
要な役割を果たしてきた、不法行為事件についての著名なPhillis v Eyre判決が、オーストラリアにおいてどのよ
うに継受され、変容にあたりどのような議論がなされたかを分析する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (岡 野 祐 子)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 長田 真里
	副 査	教授 茶園 成樹
	副 査	教授 藤本 利一

論文審査の結果の要旨

EUにおける裁判管轄および判決の承認・執行に関する規則は、民事・商事事案についての1968年のBrussels I 条約に端を発し、その後Brussels I 規則、その改訂規則のBrussels I Recast(以下Recast)へと発展してきた。Brussels I 規則と称されるこれらの規則は、この種の手続的統一規則としては最も成功を収めたものと評価されている。EUではその後、家事事案を対象とする規則も次々と制定され、EU域内における手続的調和が図られている。他方でこれら一連のEU規則については、EU域内にのみ視点を定める内向きの姿勢が指摘されてきた。例えばBrussels I 規則は基本的にEU域内に住所を有する当事者に適用されるが、EU域内の住人が非加盟国での管轄合意をしている場合にも、その管轄合意の存在を全く顧慮することなくこれらの規則が機械的に適用されてきたなどの点である。当初のこれら規則の成り立ちからすれば、その適用範囲につきEU域内にのみ視点を定めるのは致し方ない点もある一方で、非加盟国の立場からすると、不合理な状況を生じてきたことも否定できない。EU規則はその後、改正あるいは新しい規則において、一定の場合にEU非加盟国裁判所やEU非加盟国の市民をもその射程に含めるような方向で規定を制定してきている。しかしながら、その適用に際して問題がないか、EU非加盟国の立場からの検討が必要となる。申請者は、前著『ブラッセル条約とイングランド裁判所』(大阪大学出版会2002年)において、イングランドの共通・ロー上の管轄ルールがフォーラム・ノン・コンビニエンス法理導入により変容・収斂していく様相と、それとほぼ同時期になされた連合王国のBrussels I 条約批准による1982年法制定の経緯を考察した。そして、裁判所の裁量により柔軟に管轄を判断する共通・ローと、大陸法系の厳格で綿密な管轄規則を定めるBrussels I 条約という2つの対照的な管轄規範の併存の中、イングランド裁判所がその調和を模索しつつ判例を積み重ねていく様子とそこで繰り広げられる議論の動向を追った。今回の審査対象論文はBrussels I 条約以後のEU規則を対象とするが、その考察の土台には、前著で詳らかにされたイングランドでの議論がある。イングランド裁判所は、一方ではBrussels I 条約下の手続との調和達成を図りつつ、他方で、同条約の下でもなお正義実現のための裁量の必要性を主張し問題提起をしてきた。その問題提起は、例えば同条約の締約国と非締約国との間での管轄争いの事案については、これを2つの裁判管轄規範の境界線画定の問題ととらえ、当該事案には裁量を用いる共通・ローの管轄ルールが適用されるとする判決として示された。イングランドでのEU規則に対する批判的議論は、裁判所の裁量により柔軟に管轄を決定しようとする共通・ローの姿勢を要因とするところはあるが、内向きといわれるEU規則に対し、外からの批判的視点を提示してきた点は評価しうる。審査対象論文は、このような視点から、EU規則のうち特に裁判管轄規則について、イングランドでの議論に視座を得つつ、EU非加盟国が関わる場合におけるEU規則の適用範囲画定の問題に焦点を当てながら、わが国を含むEU非加盟国の視点から考察したものである。

対象論文は3部構成となっている。第1部は、民事・商事事案を対象とするBrussels I 規則についての考察である。第1章では、Brussels I 規則改正の経緯を追い、改正提案での議論が、EU非加盟国との関係も含めRecastにどのように反映されたかを分析する。第2章は、Recastでの主な改正点のひとつである管轄合意規定に焦点を当てる。管轄合意における当事者の居住地要件が廃止され、EU加盟国裁判所を選択する管轄合意には、両当事者がEU非加盟国の市民であってもRecastの管轄合意規定が適用されることを確認し、2005年ハーグ管轄合意条約と対比しつつ考察する。第3章は、イングランド裁判所からの問題提起として今なお議論を呼ぶ、欧州司法裁判所の2005年0wusu判決が残した問題を取り上げ、EU非加盟国が関わる場合におけるEU規則の適用範囲確定のあり方につき考察する。

第2部は、家事事案についてのEU規則を対象とする。第4章は、Brussels II bis規則を取り上げ、特に離婚の国際裁

判管轄について考察する。Brussels II bis規則はEU非加盟国の市民にも適用され、その場合には同規則と加盟国の国内法とがケースに応じて適用されるという二重構造を持つが、その適用場面に生じる問題点を検討する。第5章は、夫婦間の財産問題に関するEU規則に焦点を当てる。特に「扶養規則」は、その地理的適用範囲にEU非加盟国を含み、わが国の当事者にも適用されることを確認し、問題点を分析する。

第3部は、申請者が考察の視座を得たイングランドでの議論およびイングランドと法的・歴史的に繋がり深いコモンウェルス国での議論を取り上げる。第6章では、Brussels II bis規則について、イングランドでの国内法との比較の議論を考察し、同規則がBrussels I 規範と同様に先係属優先主義を採り、夫婦間の話し合いの機会を奪っていることへの批判があることを確認する。そしてその批判の背景には、イギリス法を継受しているコモンウェルス諸国の市民もEU非加盟国の市民でありながらBrussels II bis規則の当事者となる場合があり、イングランド裁判所がEU加盟国裁判所として厳格な同規則の適用を余儀なくされることへのジレンマがあったことを分析する。第7章、第8章では、コモンウェルス国の状況の考察として、注目すべき最高裁判決が相次いで出されたオーストラリアでの判例の動向を取り上げる。第7章では、オーストラリア最高裁判所の民事・商事事案と家事事案における国際裁判管轄および外国訴訟差止の一連の判決を分析する。そして本国では民事・商事事案においても、家事事案においても、イングランド裁判所のコモン・ローの判例を先例とし、自らの変容を加えながらも、裁判所の裁量による柔軟な対応によって、より適切な法廷地へと事案を誘導する判決が下されてきたことを確認する。第8章では、オーストラリアとイギリス法との法的繋がりを考察する別視点として、イングランドの先例がコモンウェルス国で重要な役割を果たしてきた、不法行為事件についての著名なPhillis v Eyre判決が、オーストラリアにおいてどのように継受され、変容にあたりどのような議論がなされたかを分析する。

以上、参考文献として提出された前著とあわせ、本論文が提示し、解明を試みる様々な論点は、EUの加盟国でありながら、大陸法的な規範を主として貫くEU国際私法規範と自国のコモン・ローの法理との整合性を図ることに苦心し続けたイングランド裁判所の葛藤を紐解くに十分なものである。その一方で、本論文は、繰り返し述べられているように、EU域内でのイングランドの葛藤にとどまらず、EUの国際私法規範が徐々に地理的適用範囲を広げていく中で、知らず知らずにEU国際私法規範に巻き込まれている、日本のようなEU非加盟国に、イングランドの提示した課題がどのような影響を与えるのかについて丹念に掘り下げて論じたものであり、比較法的にも、また実務的にも極めて学術的価値が高いものと評価できよう。本論文はこれまでの申請者の論稿をまとめて書籍として公開したものであり、例えば本論文で取り上げたBrussels II bis規則はすでにBrussels II ter規則へと改正されているなど、若干情報が古い点は否めないが、それは本論文の学術的価値を大きく減ずるものではなく、申請者の研究により今後解明されていく課題として期待をるところである。

なお、本論文には剽窃がないことを確認した。

以上から、本論文は博士（法学）の学位授与に値するものとして審査員全員による意見の一致をみた。